

令和元年夏期における熱中症に関する政府の取組

令和元年 5月 20 日

熱中症対策については、近年、夏期の救急搬送者数が5万人前後という高い水準で推移しているなど厳しい状況にある。

このため、熱中症関係省庁連絡会議のメンバーである省庁を中心に、政府における今夏の熱中症対策を以下のようにとりまとめ、関係省庁が分担・連携して推進する。

1. 気象情報の提供、注意喚起（気象庁、環境省）

（1）気温の観測・予測情報の提供、注意喚起（気象庁）

- ・全国各地の気温の観測情報をリアルタイムで提供するとともに、気温の予測情報を提供。特に、気温が高くなることやその状態が数日続くことが予想された場合、気象情報で注意喚起を実施するとともに、予め定めた目安を超える高温が予想された場合には、毎日の天気予報で熱中症による健康被害への注意を呼びかけ。
- ・翌日又は当日の最高気温が概ね35°C^{※1}以上になることが予想される場合に「高温注意情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。
- ・向こう1週間で最高気温が概ね35°C^{※1}以上になることが予想される場合にも、数日前から「高温に関する気象情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。

※1 一部の地域では35°C以外を用いることもある。

- ・5日～14日後を対象として、7日間の平均気温が平年よりかなり高い場合に発表される「高温に関する異常天候早期警戒情報」において、7日平均気温が概ね28°C^{※2}を超える確率が30%以上と予想される場合に熱中症に対する注意を呼びかけ。
なお、6月19日より「2週間気温予報」の提供を開始し、主に2週間先について、5日間平均した最高気温・最低気温を毎日提供予定。また、毎週2回（月・木曜日）、2週間気温予報で「かなり高い」気温が予想された場合は「高温に関する早期天候情報」を発表。これに合わせ、異常天候早期警戒情報は提供終了予定。

※2 一部の地域では28°C以外を用いることもある。

- ・上記の情報に加え、最新の気温等の分布を約1km四方で1時間ごとに提供する「推計気象分布」、毎年7月頃公表する都市化による気温への影響評価等を行うヒートアイランド監視報告等について、気象庁ホームページ熱中症ポータルサイト（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html>）に掲載している。
- ・高温に関する気象情報の改善等による熱中症対策の強化のため、気象情報の効果的な提供や活用等に関する調査を実施するとともに、詳細な気温分布予報（20kmから5km メッシュへと気温分布情報の高解像度化）を提供する（2019年度末提供開始予定）。

(2) 暑さ指数（W B G T^{※3}）の情報提供（環境省）

- ・全国 840 地点の暑さ指数（W B G T）の予測値等を算出し、「環境省熱中症予防情報サイト」（<http://wbgt.env.go.jp/>）において実況値及び当日、翌日、翌々日の3時間毎の予測値を毎日公開する。
- ・民間のメール配信サービスを活用した暑さ指数（W B G T）の予測値等の個人向けメール配信サービスや、アスファルト舗装の上等の実生活の場や身長の低い児童を想定した暑さ指数（W B G T）参考値の提供などを行っている。
- ・熱中症患者の発生時期を考慮して夏期より長い運用期間とし、4月 19 日(金)～10月 14 日(月)まで提供を行う。

※3 W B G T（湿球黒球温度）：人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標であり、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を用いて算出したもの。運動や作業の強度に応じた基準値が定められている。

2. 予防・対処法の普及啓発（消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省、観光庁）

(1) 「熱中症予防強化月間」の設定（消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省）

- ・国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する7月～8月を熱中症予防強化月間と設定。
- ・ポスターの掲示等による、国及び地方公共団体の関係機関等における月間設置の周知や関係省庁等の行事における熱中症予防の呼びかけの実施。

(2) 救急業務・医療現場における熱中症対策（消防庁、厚生労働省）

- ・国民向けの予防啓発コンテンツ（ポスター、ビデオ、イラスト、音声メッセージ、リーフレット、ツイッター）を用いて熱中症予防に対する注意喚起の強化。（消防庁）
- ・熱中症予防のポイント等を追加した訪日外国人のための救急車利用ガイド（7言語）を引き続き消防庁ホームページに掲載。（消防庁）
- ・熱中症患者に対し、適切な対応が行われるよう消防本部に対し助言等を実施。（消防庁）
- ・熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページに掲載。（厚生労働省）

(3) 日常生活における熱中症対策（厚生労働省、環境省）

- ・リーフレット「熱中症予防のために」を各地方自治体に配布し、保健所等における健康相談等での活用や介護事業者等への啓発等を依頼。

- ・熱中症予防について、4月22日から9月30日の間、Twitter及びfacebookによる情報発信を行う。(厚生労働省)
- ・熱中症についての科学的知見や予防法等をまとめた「熱中症環境保健マニュアル2018」、夏季に人が多く集まるイベントの主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2019」、日常生活における予防・対処法などの要点をまとめたリーフレット及び携帯型カード、外国の方向けの英語版リーフレット、高齢者向けに内容を特化したリーフレット及びポストカード、熱中症について学べる動画を収録したDVDを作成し、地方自治体や教育委員会等へ広く配布とともにインターネットを通じて公開。(環境省)
- ・熱中症に係る正しい知識を普及するとともに、民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げる取組として、「熱中症予防声かけプロジェクト」が平成23年から開始されており、実行委員会に環境省も参画・支援を実施。(環境省)

(4) 学校現場における熱中症対策(文部科学省)

- ・学校現場において、熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット「熱中症を予防しよう」や「学校屋外プールにおける熱中症対策」、ポスター「熱中症対応フロー」、映像資料(DVD)等を作成し、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページに掲示。
- ・学校の教職員、教育委員会の担当者、中体連及び高体連の会長等を対象とした会議等において熱中症の問題を取り上げて指導。
- ・主に教職員や教育委員会関係者が登録している文部科学省におけるメールマガジンにおいて注意喚起。
- ・子供たちのよりよい環境を確保するため、夏の強い日差しを遮ること、風通しをよくすることなどの校舎づくりの工夫事例を紹介。また、公立学校施設については、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援。

(5) 職場における熱中症対策(厚生労働省)

- ・職場における熱中症の予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に通知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施。
- ・職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をリーフレットにまとめ、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日から9月30日)を通じて、事業者や労働者に対し周知。
- ・職場における熱中症予防に関する講習会を5月から7月に全国7か所で実施。

(6) 農業現場における熱中症対策(農林水産省)

- ・熱中症の予防のための留意点について、各都道府県等へ「農作業中の熱中症に対する

る指導の徹底について」を発出し、夏季作業で特に注意が必要な事項について、農業者への指導徹底を実施。

- ・農林水産省が農業者等宛てに発行するメールマガジンにおいて、農作業中の熱中症への注意喚起、予防対策等の情報を提供。
- ・民間企業と連携して冊子を作成・配布し、行政機関や農業機械メーカー等による「声かけ」（注意喚起）を促進。昨年度作成したポスター、チラシ（熱中症予防対策チェックシート）について、誰でも容易に活用できるよう、引き続き農林水産省ホームページにも掲載。
- ・農林水産研修所において、都道府県担当者等を対象に「熱中症及び作業環境対策コース」を開催し、予防対策等の研修を実施。

(7) 「健康のため水を飲もう」推進運動の支援（厚生労働省）

- ・「健康のため水を飲もう」推進委員会^{※4}作成のポスター・リーフレットの掲示・配布について、文部科学省、都道府県の水道関係部局及び大臣認可水道事業者等へ依頼。また、同委員会の活動について厚生労働省ホームページ上で紹介。

※4 平成19年に武藤芳照東京大学政策ビジョン研究センター教授を委員長として発足した委員会で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。毎年、ポスター・リーフレットを作成しているほか、平成24年度には公募によりシンボルマークと標語を決定。

(8) 研修会・講習会の実施（環境省）

- ・各地域における熱中症対策を進めるため、地方自治体の担当職員、民生委員、一般の方々等幅広い人々を対象として、熱中症に関する基礎知識や効果的な対策等に関する情報を提供するシンポジウムを6月2・3日に全国9カ所（中継を含む）で実施予定。（環境省）

(9) 外国人旅行者を対象とした対策（観光庁）

- ・訪日外国人旅行者等に対してウェブサイト等で熱中症等関連情報を発信するとともに、災害時情報提供アプリ「Safety tips」において熱中症情報のプッシュ通知を実施。

(10) 熱中症予防対策ガイダンス策定事業（環境省）

- ・各々の地域・社会の仕組みに対応した、創意工夫に富んだ多様な熱中症対策を後押しするために、熱中症予防対策ガイダンスをとりまとめることを目指す。今年度は、熱中症に関する取組の効果の検証や導入にかかる課題等の分析を実証事業として実施する予定。

3. 発生状況等に係る情報提供（消防庁、文部科学省、厚生労働省）

- ・夏期における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、4月29日から10月6日までの調査結果について、1週間毎に速報値を公表するとともに、月毎の確定値等を順次ホームページ上で提供。（消防庁）
- ・学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度毎に学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表。（文部科学省）
- ・小学校1年生の児童が校外学習後に死亡した事故を受けて、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるよう改めて熱中症事故防止に万全の対策を講ずるよう依頼。（文部科学省）
- ・直近10年間の職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、公表。（厚生労働省）
- ・人口動態統計に基づく熱中症による死者数を集計し公表。（厚生労働省）
- ・日本救急医学会を中心とした全国の救命救急センターや大学病院からなる医療機関ネットワークを通じて熱中症患者発生状況の実態を把握し、7月1日から9月30日まで熱中症による入院患者数等の即時情報を報告翌日にホームページで公表。（厚生労働省）

4. 調査研究等の推進（環境省）

気候変動と暑熱に関する科学的知見の収集・整理等（環境省）

- ・国内の気候変動の影響評価において、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見の情報収集・整理及び専門家へのヒアリング等を実施すると共に、2020年を目処とする気候変動影響評価報告書（暑熱関係を含む）の取りまとめを開始。